

日興ロックフェラー医療戦略ファンド

追加型投信／内外／株式



※ロックフェラーは、ロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシーのサービス商標であり、認可を得た上で使用しています。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「日興ロックフェラー医療戦略ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年10月31日に関東財務局長に提出しており、2019年11月1日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	18兆1,090億円 (2019年8月末現在)

ファンドの目的

主として、世界各国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。以下同じ。)のうち、医療関連企業の発行する株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1 世界の医療関連企業の株式など※を主な投資対象とします。

- 新興国を含む世界の医療関連企業の株式など※に分散投資を行なうことにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- 株式の値上がり益の直接的な享受をめざすため、原則として為替ヘッジは行ないません。

※DR(預託証券)などを含みます。

2 医薬品メーカーに限らず、医療用機器やバイオテクノロジー、医療施設などの分野の企業を幅広く投資対象とします。

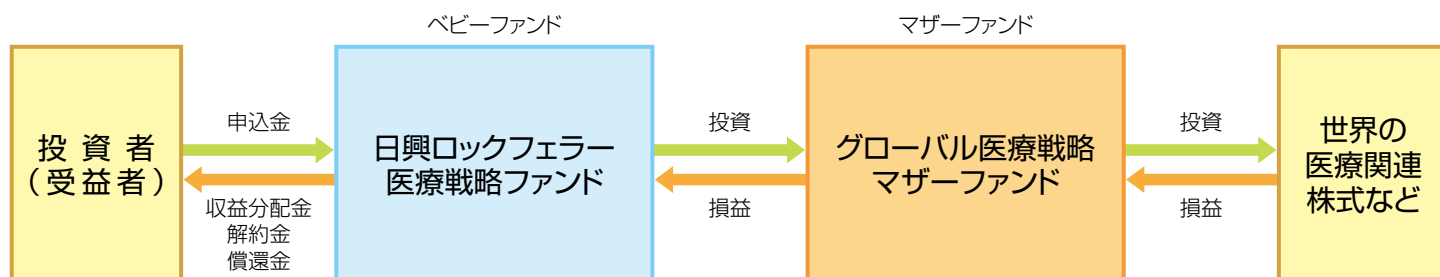
- 大企業に加え、中堅企業やベンチャー企業も含め、幅広いユニバースから銘柄を選択します。

3 ロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシーの運用部門が運用を担当します。

- 運用を担当するロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシーは、ロックフェラー家の資産運用を目的として、米国で一世紀以上前に生まれた組織を起源とする運用会社です。
- ロックフェラー家は、医療関連機関を通じて、世界の医療発展のための研究や支援を行なっています。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

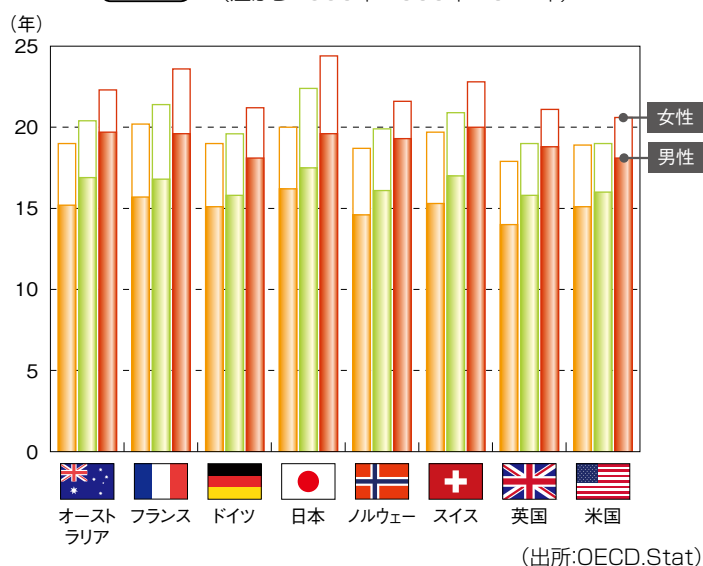
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

世界的な医療需要の増加

- 先進国での高齢化の進展や新興国での生活水準の向上などに伴ない、世界的な医療利用者の増加が見込まれることから、医療関連企業への注目が高まっています。

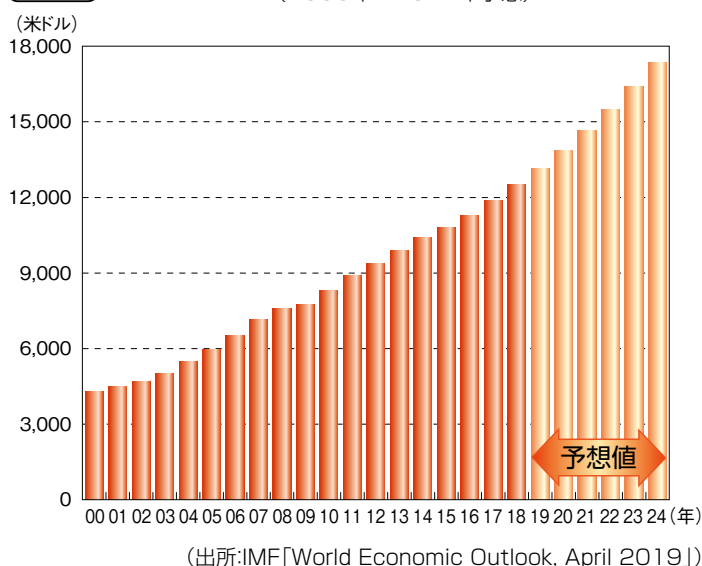
高齢化が進みつつある先進国

【主要先進国の65歳時平均余命】
(左から1990年・2000年・2017年)



経済成長に伴ない、生活水準が向上する新興国

【新興国の1人当たりGDP推移(購買力平価ベース)】
(2000年～2024年予想)



先進国

高齢化に伴ない、医療支出額は増加傾向に

新興国

生活水準の向上とともに、医療支出は拡大傾向に

世界的な医療利用者の増加

収益拡大が期待される医療関連企業

当ファンドが投資対象とする主な医療分野

医薬品



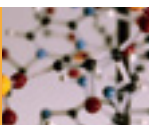
医療用機器



医療サービス



バイオテクノロジー



ライフサイエンス



医療関連施設



※上図はイメージです。

※グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

医療関連業界の動き

再編が進む医薬品業界

- 世界の医薬品業界では、競争力の強化や収益機会の拡大をめざし、業界再編が進んでいます。こうした動きにより、医薬品企業にさまざまな効果が期待されます。

<業界再編と期待される効果>

収益力の確保、新興国市場の開拓

市場拡大が期待される新興国での事業展開や
収益分野の拡大によって、
収益機会の広がりが期待されます。

開発効率の向上

事業統合によって、
医薬品開発の効率化が進めば、
ビジネス効率の向上が期待されます。

これまで手がけなかった難しい病気への 新薬開発範囲の拡大

事業分野の異なる企業とのM&A(合併・買収)によって
より難解な研究分野への取り組みが可能となり、
新薬開発の可能性が広がります。

技術の進化とともに、分野に広がりが見られる医療関連業界

- 技術の進化に伴ない、最近では、医療現場のニーズに応える改善や進歩が、様々な分野で見られるようになりました。そのため、先端医療の分野として、これまでの医療用機器・サービスにとどまらず、バイオテクノロジーやライフサイエンスなどにも注目が集まっています。

<進化する医療技術>

難病解決への取り組み

美容医療の進化

長寿・健康志向の高まり

恩恵が
期待される
企業の例



バイオテクノロジー



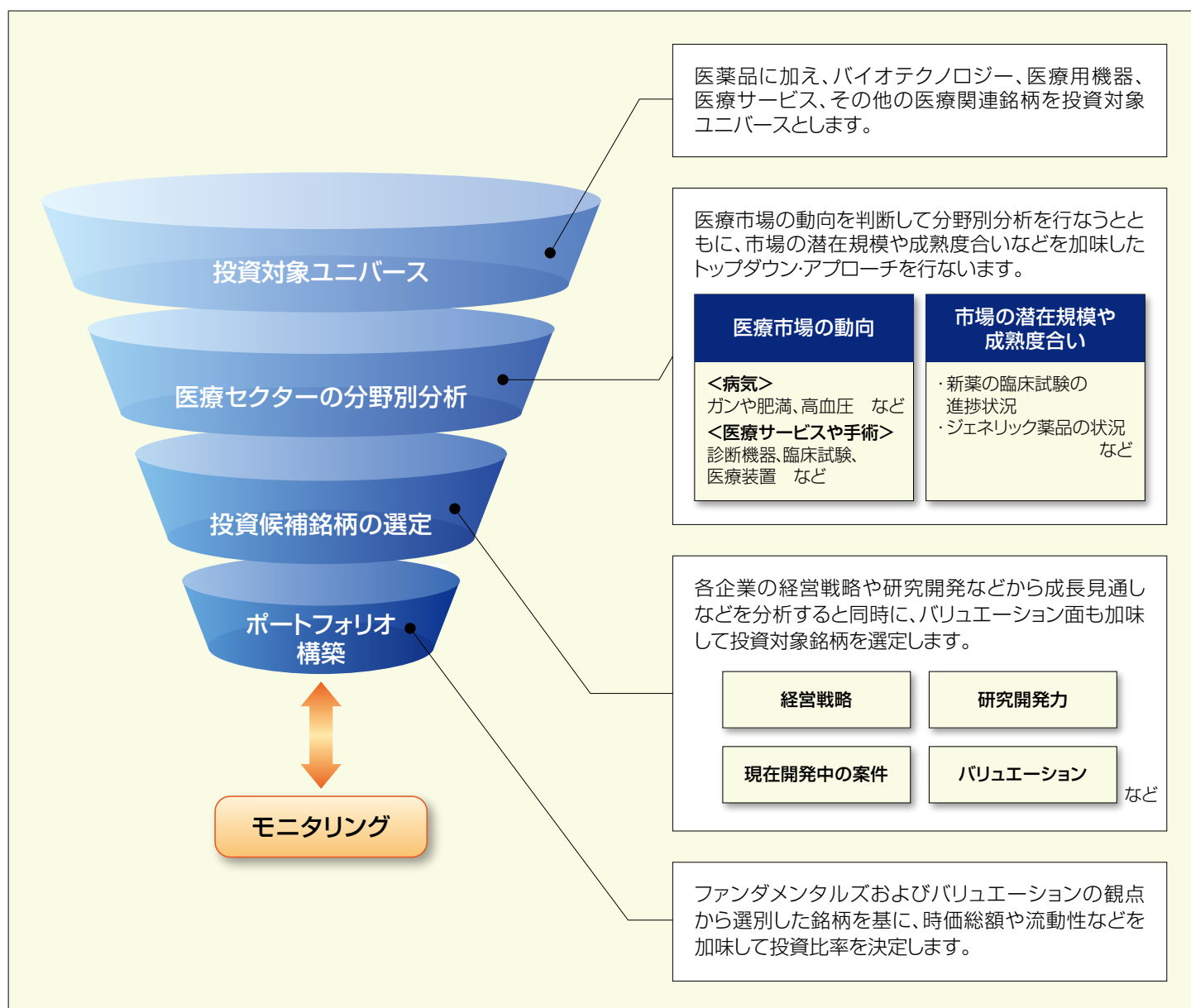
ライフサイエンス



医療用機器・医療サービス

※上図はイメージです。

運用プロセス



※上記投資判断項目は、ポイントを理解していただくための例であり、投資判断基準を限定するものではありません。

※上記は2019年8月末現在の運用プロセスであり、将来変更になる場合があります。

ロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシーについて

ロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシーは、一世紀以上にわたる歴史を持つ、金融グループ会社です。

運用を担当するロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシーは、一世紀以上に前にロックフェラー家の資産運用を目的として誕生したファミリーオフィス*の後継会社です。

●取扱総資産額 **約307億米ドル**(約3.3兆円)

※2019年5月末の為替レート(1米ドル=108.29円)で円換算。

●従業員数 **264名**

*主に欧米で発展した形態で、オーナーファミリーが保有する富(ファミリーウェルス)を管理し、事業継承体制の計画・実行・見直しや財団法人設立による理念具現化、事業承継、税金問題、人・知・財の有効配分、次世代への継承体制整備やその育成などを行ない、ファミリーとファミリービジネスの発展をめざして運営される組織体をさします。

(2019年5月末現在)

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

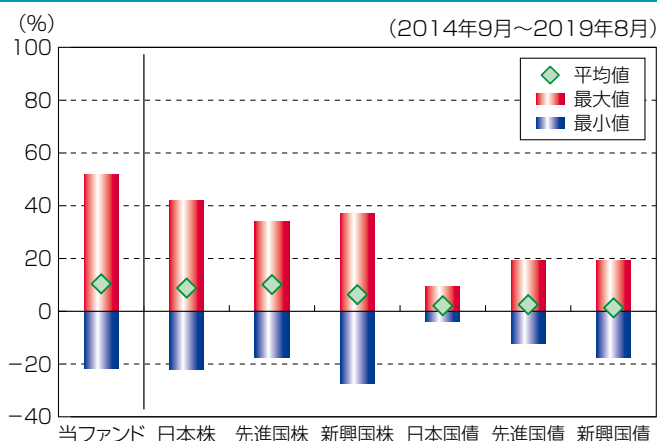
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理／コンプライアンス関連の委員会へ報告／提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2019年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	10.4%	8.8%	10.1%	6.3%	2.1%	2.5%	1.3%
最大値	51.9%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	19.3%	19.3%
最小値	-21.8%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

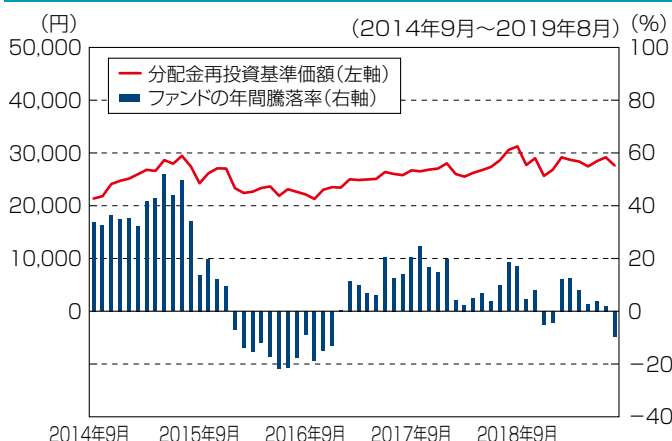
※上記は2014年9月から2019年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
 先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2014年9月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債……NOMURA-BPI国債
 先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 24,618円

純資産総額…………… 5.24億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2015年7月	2016年8月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	設定来累計
1,000円	500円	500円	500円	500円	6,000円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	94.2%
うち先物	0.0%
現金・その他	5.8%

※当ファンドの実質組入比率です。

<株式組入上位5業種>

	業種	比率
1	バイオテクノロジー	27.3%
2	ヘルスケア機器	24.8%
3	医薬品	23.7%
4	ライフサイエンス・ツール/サービス	8.2%
5	ヘルスケアテクノロジー	7.2%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

<株式組入上位5通貨>

	通貨	比率
1	アメリカドル	87.9%
2	日本円	2.5%
3	ユーロ	2.1%
4	デンマーククローネ	1.3%
5	スウェーデンクローナ	1.2%

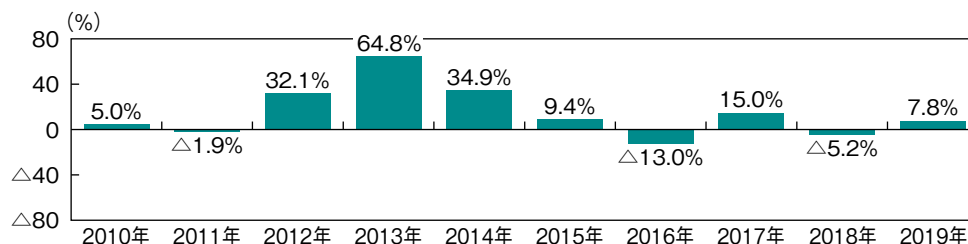
※マザーファンドの対純資産総額比です。

<株式組入上位10銘柄>(銘柄数:55銘柄)

	銘柄	国名	業種	比率
1	NOVARTIS AG-SPONSORED ADR-ADR	スイス	医薬品	8.00%
2	ROCHE HOLDINGS LTD-SPONS-ADR	スイス	医薬品	6.03%
3	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	アメリカ	バイオテクノロジー	4.84%
4	MEDTRONIC PLC	アイルランド	ヘルスケア機器	4.83%
5	DEXCOM INC	アメリカ	ヘルスケア機器	4.81%
6	ILLUMINA INC	アメリカ	ライフサイエンス・ツール/サービス	4.62%
7	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	アメリカ	バイオテクノロジー	4.38%
8	CERNER CORP	アメリカ	ヘルスケアテクノロジー	4.35%
9	BECTON DICKINSON AND CO	アメリカ	ヘルスケア機器	3.84%
10	GLAXOSMITHKLINE PLC-SPON ADR-ADR	イギリス	医薬品	3.53%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2010年は、設定時から2010年末までの騰落率です。

※2019年は、2019年8月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2019年11月1日から2020年7月29日までとします。 ※当ファンドは、2020年7月31日をもって信託期間が終了いたします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2020年7月31日まで（2010年7月30日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年7月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率2.09%(税抜1.9%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用の配分(年率)>			
	販売会社毎の 純資産総額	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 合計	委託会社	販売会社
	300億円以下の部分	1.90%	1.02%	0.80%
	300億円超の部分		0.97%	0.85%
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。		
	売買委託 手数料など	組入有望証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有望証券関連報酬(有望証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品賃料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。		
		※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2019年10月31日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

